

泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託 公募型プロポーザル審査委員会設置要項

(設置)

第1条 泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式による委託業者の選定を行うため、泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 審査委員会は、泉大津市市民活動支援センター管理運営業務委託に係る公募型プロポーザル方式に関する次の各号に掲げる事項について調査審議し、経過及び結果を泉大津市長（以下「市長」という。）に報告する。

- (1) 事業者を選定するための審査方法及び審査基準
- (2) 企画提案書等の審査
- (3) プロポーザルの評価及び事業者の選定
- (4) その他事業者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

2 委員長は、学識経験又は市民公益活動に対し高い見識を有する者をもって充てる。

3 委員は、市長が適当と認める者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長が委員のうちからあらかじめ定める者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(持ち回り審議)

第6条 審査委員会は、委員長がやむを得ない事業と判断した場合は、持ち回り審議をすることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密を守る義務)

第8条 審査委員会の委員及び関係職員は、委員会において知り得た事項又は職務上知り得た事項をほかに漏らしてはならない。

(審査結果の公表)

第9条 審査委員会は非公開とする。

2 会議における審議の経過及び結果は、市長が契約の相手方を選定した後に、公表することができる。

(事務局)

第10条 事務局は、市民協働推進課に置くものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、審査委員会の組織運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成31年3月1日から施行する。

(要項の失効)

2 この要項は、受託業者を選定した日の翌日にその効力を失う。